

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項 目 名		銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）の延長		
税 目		法人税		
要 望 の 内 容	銀行等保有株式取得機構（以下「機構」）については、租税特別措置法において以下の特例が措置されている。このうち、令和 8 年 3 月末で日切れとなる③（欠損金の繰戻しによる還付）について、延長することを要望する。			
			機構の法人税に係る特例	(参考) 特例がない場合の法人税法等の取扱い
	①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし (令和 14 年 3 月末まで措置)	10 年間
	②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の 100% (令和 18 年 3 月末まで措置)	所得金額の 50%
	③	欠損金の繰戻しによる還付	あり (令和 8 年 3 月末まで措置)	なし
			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。			
	(2) 施策の必要性 機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての上記役割を十分に果たせるよう措置されているものであることから、延長する必要がある。			

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I－2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、機構が銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	租税特別措置法第 66 条の 12 第 1 項の不適用期限まで
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	機構は、その設立から令和 6 年度末までの間に、3 兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するところの方針の下で、取得した株式等の処分も行っているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込みは機構のみである。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、当該特例措置を設けることは、有効である。
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	○国税 ・ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しについて、内国法人は各事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度において生じた欠損金のみ繰越しの対象となるところ、機構は令和 14 年 3 月 31 日以前に開始する各事業年度において、年数の制限なく繰越控除が可能であるとされている（租税特別措置法第 66 条の 11 の 4 第 1 項）。 ・ 欠損金の繰越控除額について、中小法人等以外の法人は、繰越控除をする事業年度における繰越控除前所得の 100 分の 50 相当額が限度であるところ、機構は、繰越控除前所得を限度額として繰越控除が可能であるとされている（租税特別措置法第 66 条の 11 の 4 第 2 項）。

		○地方税 ・ 法人住民税（法人税割）の課税標準の計算に際し、法人税の還付額を控除することとされている（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（以下「保有制限法」という。）第58条第1項）。 ・ 事業税（所得割）の課税標準の計算に際し、法人税の還付に対応する欠損金を損金に繰り入れることとされている（保有制限法第58条第2項、保有制限法施行令第25条第2項）。 ・ 事業税（資本割）の課税標準の計算に際し、令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度において、資本金等の額を10億円とみなすこととされている（地方税法附則第9条第3項）。										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—										
	要望の措置の妥当性	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、延長の措置が必要である。										
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	— なお、本特例措置は、令和4年度税制改正にて保有制限法から租税特別措置法に移管したもの。保有制限法において措置していた本特例による適用実績は、以下のとおり。 <table><tr><td>・ 減収（繰戻還付）額</td><td></td></tr><tr><td>（年度）</td><td>（減収額）</td></tr><tr><td>平成14年度</td><td>76百万円</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>38百万円</td></tr><tr><td>平成24年度</td><td>2,867百万円</td></tr></table>	・ 減収（繰戻還付）額		（年度）	（減収額）	平成14年度	76百万円	平成20年度	38百万円	平成24年度	2,867百万円
	・ 減収（繰戻還付）額											
	（年度）	（減収額）										
平成14年度	76百万円											
平成20年度	38百万円											
平成24年度	2,867百万円											
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—											
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、相応の役割を果たしているものと認められる。										

	前回要望時の達成目標	銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、機構が銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行っているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。
これまでの要望経緯		令和４年度税制改正にて保有制限法から租税特別措置法に移管し、創設され、令和６年度税制改正において２年間の延長が認められている。